

# 令和6年第5回議事録

黒石市農業委員会

## 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年5月22日(水) 午後4時～4時40分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	12番	木 立 康 行			
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	種 市 美 夏	2番	森 山 栄 治	
	3番	加 藤 浩 揮	4番	佐 藤 陽 介	
	5番	今 隆 俊	6番	石 澤 孝 知	
	7番	長 内 康 之	8番	木 村 功 伸	
	9番	工 藤 勝 彦	10番	工 藤 元 伸	
	13番	佐 藤 国 雄			
- 4 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

・黒石地区	高 木 一 弥	・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志
・六郷地区	村 上 誠	・中野地区	佐 藤 徹 志
- 5 欠席農地利用最適化推進委員 (2人)

・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
-------	---------	-------------	-------
- 6 議事参与の制限委員 (2人)

5番	今 隆 俊	11番	木 立 康 行
----	-------	-----	---------
- 7 付議案件

報告第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第21号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第22号	農用地利用集積計画の決定について
議案第23号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	<p>定刻となりましたので会議を始めます。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(開会の挨拶)</p> <p>黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。</p>
職務代理者	<p>ご起立願います。</p> <p>私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。</p> <p>一、農業委員会は、(全員で唱和)</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまから、令和6年第5回黒石市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また農地利用最適化推進委員につきましても、4人が出席しております。</p> <p>次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。</p>
委員	<p>「議長一任」の声</p>
議長	<p>議長一任の声がありますので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、11番佐藤孝文委員、13番佐藤国雄委員をお願いします。書記には、事務局の村上補佐をお願いします。</p> <p>なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。</p>
福澤主事	<p>報告第9号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年4月受理分は、相続が13件、総面積57,265㎡、田が20筆19,929㎡、平畑が13筆27,456㎡、樹園地が10筆9,880㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、次に、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。</p>
福澤主事	<p>報告第10号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号は、25番は、小屋敷西の田、4,319㎡を賃借人の都合により、令和6年3月27日に合意解約したものです。</p>

		<p>受付番号26番は、大字南中野字井戸沢の田、外1筆合計3,577㎡を賃貸人の都合により、令和6年4月8日に合意解約したものです。 5ページに移ります。</p> <p>受付番号27番は、大字中川字富田の田、外1筆合計7,481㎡を賃借人の都合により、令和6年4月11日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号28番は、大字境松字村井の田、4,591㎡を賃借人の都合により、令和6年4月30日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号29番は、大字境松字村井の田、外1筆合計4,164㎡を賃借人の都合により、令和6年4月30日に合意解約したものです。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委	員	<p>「なし」の声</p>
議	長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>次の議案第21号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席)</p> <p>それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
福澤主事		<p>議案第21号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。</p> <p>今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が8件、所有権移転が4件です。7ページをご覧ください。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号12番は、大字浅瀬石字稻田の田、外3筆合計12,276㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。</p> <p>新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 8ページに移ります。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号16番は、大字豊岡字姥懐の田、外1筆合計4,779㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号17番は、大字南中野字井戸沢の田、外1筆合計3,577㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号18番は、大字上目内澤字下田表の田、4,426㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号19番は、大字南中野字井戸沢の畑、外1筆合計3,913㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 9ページに移ります。</p>

	<p>受付番号20番は、大字南中野字小川添の田、外2筆合計5,943㎡を経営規模拡大のため、3年間貸借するものです。</p> <p>受付番号21番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、外1筆合計3,154㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。</p> <p>受付番号22番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、1,571㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。</p> <p>受付番号23番は、富田の田、外6筆合計11,781㎡を契約期間更新のため、10年間貸借するものです。農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となっています。</p> <p>11ページに移ります。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号24番は、大字黒石字十三森の田、122㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号25番は、大字東野添字長坂道北の畑、外1筆合計3,386㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号26番は、大字浅瀬石字桜田の田、外1筆合計919㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>12ページに移ります。</p> <p>受付番号27番は、大字浅瀬石字桜田の田、外1筆合計1,081㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。</p>
工藤元伸委員	<p>今回申請があった農地について、去る5月9日、工藤勝彦委員、佐藤孝文委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号12番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。</p> <p>申請人の祖母が主体となり、農業経営を行っていましたが、5年ほど前に認知症となり、体調面も悪化してきたことから、最近は申請人が農業経営や農協での手続きなどを主にしており、今後は、申請人の名義で農協へ出荷するため、今回、申請に至ったとのことです。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われ、農業機械等は、親戚から借り入れするとのこと。農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p>

	<p>受付番号16番から18番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、それぞれ水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号19番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取得後は、野菜の栽培が行われます。</p> <p>受付番号20番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田・畑で、権利取得後は、水稻・野菜の栽培が行われます。</p> <p>受付番号21番・22番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号23番は、契約期間更新のための申請です。現況が田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号24番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は、野菜の栽培が行われます。</p> <p>受付番号25番は、経営規模拡大のための申請です。現況が畑で、権利取得後は、野菜の栽培が行われます。</p> <p>受付番号26番・27番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、それぞれりんごの栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった13件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	受付番号23番は、今回3条での貸借権設定ですが、農業経営基盤強化促進法での契約更新と農地法第3条での契約更新は、違いがあるのですか。
福澤主事	受付番号23番は、農地法第3条の賃借権設定で申請すると法定更新されるので、第3条への切り替えの申請となりました。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかに質問はありませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	<p>ご異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員指定席に着く)</p> <p>次の議案第22号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、高木一弥推進委員も審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>なお、私も審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、高木一弥推進委員、今隆俊委員退席)</p>

<p>議長 (職務代理者)</p>	<p>それでは、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>山田主査</p>	<p>議案第22号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>今回の申請は、賃借権設定が8件、所有権移転が7件です。別紙14ページから説明します。</p> <p>(1) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号29番から36番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。</p> <p>受付番号29番は、袋井一丁目の畑、外2筆合計8,235㎡を10a当たり10,000円での設定です。</p> <p>受付番号30番は、大字黒石字浄光寺の田、外4筆合計9,845㎡を10a当たり11,000円での設定です。</p> <p>受付番号31番は、富田の田、1,959㎡を10a当たり12,000円の設定です。</p> <p>受付番号32番は、大字高館字乙高原の田、1,400㎡を10a当たり11,000円での設定です。</p> <p>受付番号33番は、大字竹鼻字北野田の田、外2筆合計8,479㎡を10a当たり14,000円での設定です。</p> <p>受付番号34番は、飛内北の田、外4筆合計11,619㎡を10a当たり12,000円での設定です。</p> <p>受付番号35番は、飛内北の田、外1筆合計7,990㎡を10a当たり12,000円での設定です。</p> <p>受付番号36番は、大字小屋敷字東村岸の田、2,422㎡を10a当たり10,000円での設定です。</p> <p>17ページに移ります。</p> <p>(2) 所有権移転です。</p> <p>受付番号28番から34番は、全て経営規模拡大のための申請です。</p> <p>受付番号28番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、897㎡です。</p> <p>受け番号29番は、大字南中野字中里の樹園地、2,028㎡です。</p> <p>受付番頭30番は、大字袋字村元の畑、177㎡です。</p> <p>受付番号31番は、大字袋字村元の畑、605㎡です。</p> <p>受付番号32番は、八甲の田、1,894㎡です。</p> <p>受付番号33番は、大字大川原字木ノキ沢の田、外1筆合計2,470㎡です。</p> <p>受付番号34番は、大字上十川字大野七番の樹園地、5,253㎡です。</p> <p>以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>

	以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第22号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、今隆俊委員、高木一弥推進委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第23号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙21ページから説明いたします。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。土地表示は末広、登記地目は田、現況地目は田、面積は1,400㎡、駐車場用地とするため、取得するものです。農地区分は、第一種農地に該当し、転用許可要件である敷地拡張に該当しているため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 受付番号4番は、申請人は記載のとおりです。土地表示は八甲、登記地目は田、現況地目は田、面積は2筆合計、2,311㎡、資材置場及び駐車場用地とするため、取得するものです。農地区分は、第一種農地に該当し、事業所の代表取締役は、申請地周辺地域に居住していることから、転用許可要件である集落接続に該当しているため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、5条申請があった土地について、去る5月9日、工藤勝彦委員、佐藤孝文委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号3番は、駐車場用地として、取得するための申請です。 場所は、黒石小学校から北へ約500mの場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、従業員の増加に伴い、車両や資材



		<p>等の搬入及び搬出場所が手狭となったため、資材等の搬入及び搬出効率を考慮し、隣地である申請地を選定したとのことです。</p> <p>申請地の南側には田があるものの、申請地と事業所敷地の周囲は安定勾配の緑化崩れ防止を施したのり面とし、土砂流出を防ぐとのことです。また、雨水等については、敷地内の自然浸透による処理とするとのことで、転用することに問題はないと思われます。</p> <p>受付番号4番は、資材置場及び駐車場用地として、取得するための申請です。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、事業の拡大が進み、現在所有している事業所の敷地内において資材等の置場が不足している状況のため、作業効率を考慮し、利便性の高い隣地である申請地を選定したとのことです。</p> <p>申請地の北側には田があるものの、申請地周囲はL型擁壁を設置し、土砂流出を防ぐとのことです。また、雨水等については、U字溝から水路へ排出するとのことで転用することに問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
議	長	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同		「異議なし」の声
議	長	<p>ご異議がありませんので、議案第23号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。</p> <p>以上で、令和6年第5回黒石市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和6年5月22日</p> <p style="text-align: right;">議 長 木 立 康 行</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 佐藤 孝 久</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 佐藤 国 雄</p>